

【J】令和3年度「海外遠征派遣支援事業」実施要項

1 目的

将来、オリンピック等の国際大会に出場できる可能性が高いジュニアアスリートに対し、若いうちからトップレベルの競技体験をさせることで、国際競技力の向上を図り、もって本県競技力の向上に資する。

2 補助対象競技

水泳競技・柔道競技の2競技団体が推薦する指導者・選手（原則として中学生）

3 補助対象事業

世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成させるために、指導者及び選手を海外に派遣する。

4 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月末まで

5 希望調査期間

令和3年4月14日から令和3年4月28日

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 当該競技団体が責任を持って主催すること。
- (2) 目的を十分に達成でき、治安状況等参加者の生命及び身体の安全が確保できる国（地域）であること。
- (3) 原則として、長期休業中に実施し、その際、必ず事前に保護者の同意を得ること。
- (4) 万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や現地の医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また、選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- (5) 参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- (6) 事業の実施にあたっては、必ず十分な補償のある保険に加入していること。
- (7) 参加者の経済的な負担を極力、軽減すること。
- (8) 領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (9) 本年度より、押印の取扱いについて、様式19「補助金交付申請書」、様式20-4「謝金領収書」、は、「署名又は押印」で、様式20「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。